

# 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 多摩中央地区協会会則

施行 平成24年7月 2日

改正 平成26年5月14日

改正 平成27年5月13日

公益財団法人 日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程第4条第4項に基づき、多摩中央地区協会会則を次のとおり定める。

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会多摩中央地区協会(以下「地区協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務所を東京都港区内に置く。

(組織)

第3条 この会は、原則としてこの会の事業区域(昭島市、あきる野市、青梅市、国立市、立川市、羽村市、日野市、東大和市、福生市、武蔵村山市、奥多摩町、日の出町、瑞穂町、檜原村、丹波山村、大島町、八丈町および国分寺市・府中市・小菅村の一部)における会員をもって組織する。

2 この会の、統合・廃止及び名称は、地区協会理事会の議決を得たうえ、支部理事会の議決で定める。

(目的)

第4条 この会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービス利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 この会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第7条 会員は別に定める規則により会費を納入するものとする。

(入会及び退会)

第8条 この会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2 この会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

## 第3章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第9条 この会は、第4条目的及び第5条事業の範囲において、理事会が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(役職と選任)

第10条 地区協会に、次の役職を置く。

- (1) 地区協会理事 25人以内
  - (2) 地区協会監事 2人以内
- 2 地区協会理事のうち1人を地区協会会長、5人以内を地区協会副会長とする。
- 3 地区協会理事及び地区協会監事(以下「地区協会理事等」という。)は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会会長及び地区協会副会長の選任)

第11条 地区協会会長及び地区協会副会長は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会理事等の職務)

第12条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について提言、助言等を行う。

2 地区協会副会長は地区協会会長を補佐し、地区協会会長に事故あるとき、または地区協会会長が不在の時は、その職務を代行する。

3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言、助言等を行う。

4 地区協会監事は、地区協会の事業活動及び財産の状況について、検査を行う。

(地区協会理事等の任期)

第13条 地区協会理事等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による地区協会理事等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区協会理事等は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会理事等の解任)

第14条 地区協会理事等に地区協会理事等としてふさわしくない行為があったとき、又は、地区協会理事等として職務の執行に堪えられないときは、地区協会理事会の議決により、解任することができる。

(地区協会顧問)

第15条 この会に地区協会顧問を置くことができる。

2 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。

3 地区協会顧問は次の職務を行う。

(1) 地区協会会長の相談に応じること。

(2) 地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること。

## 第4章 会 議

(種別)

第16条 この会に、地区協会理事会を置く。

(地区協会理事会の構成及び機能)

第17条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。

2 地区協会理事会は、次の事項を議決する。

(1) 本会則で地区協会理事会の議決事項とされている事項

(2) その他地区協会の運営に関する重要事項

3 地区協会理事会は、次の事項について理事会が定める経営の基本方針の範囲内で、議決することができる。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) その他地区協会の事業活動に関する重要事項

4 地区協会理事会は、地区協会会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

第18条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれに当たる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事の中から互選されたものがこれにあたる。

3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。

4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事はあらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。

5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

6 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。

7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第19条 地区協会監事は地区協会理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

第20条 地区協会理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、出席した地区協会理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 地区協会の会計

(会計)

第21条 地区協会の会計は、本協会が定める経理規程に従い処理する。

2 地区協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 地区協会の事務局

(事務局)

第22条 地区協会の事務を処理するため地区協会事務局を置き次の職員を配置する。

(1) 地区協会事務局長 1名

(2) 事務職員 若干名

2 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。

3 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

## 第7章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第23条 この会則は、定款、規程等の範囲内において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

## 附 則

この会則は、平成24年7月2日から施行する。

## 会 費 規 則

1. 「会員に関する規程」第5条による会費は、この規則の定めるところによる。
2. 会費は次のとおりとする。  
6, 000円
3. 会費は年1回払いとし、地区協会が発行する会費請求書に基づき納入するものとする。
4. 年度途中の入会者の会費は、月割計算とする。
5. 年度途中退会者の既納の会費は返還しない。
6. この規則の改廃は地区協会理事会の議決を要する。
7. この規則は、平成24年7月2日から施行する。

## 表彰内規

第1条 表彰は、「表彰規程」第8条に基づき、この内規に定めるところによるものとする。

第2条 表彰は次の種類とする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

なお、表彰は副賞として記念品を贈呈することとするが、表彰の内容によっては記念品のみを贈呈することができる。

第3条 次の各号に該当するときに表彰することができる。

(1) この会の運営に功績顕著なもの。

(2) 電話対応コンクール全国大会に多摩中央地区協会の代表として出場する等この会の名を全国に知らしめたもの。

(3) 3年以上の任期を満了し、退任される地区協会理事等。

第4条 この表彰は原則として地区協会理事会で承認を得て決定し、地区協会理事会で表彰する。

第5条 この内規は、「表彰規程」の範囲内において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

### 附 則

この内規は、平成24年7月2日から施行する。

# 役員等旅費規程

施行：平成26年5月14日

(適用範囲)

第1条 協会の役員等(注1)が、協会の業務(注2)に関し国内旅行をする場合は、この規程に基づき旅費を支給する。

(算定基準)

第2条 旅費は、協会の業務遂行のため最も経済的な経路及び方法により旅行したものととして算定する。

(旅費の算定)

第3条 旅費は、次の項目により支給する。

- (1) 日 当 地区協会主催の理事会等へ参加した際に支給する。
- (2) 宿泊費 宿泊を要する場合に支給する。
- (3) 交通費 交通機関を利用する場合に支給する。

(旅行日数の算定)

第4条 旅行日数は、次により算定する。

- (1) 旅行日数は、旅行業務を遂行するために必要な最少限度の日数として業務の内容、目的地までの距離、交通機関を考慮して、そのつど旅行命令権者が定める。
- (2) 旅行日数は、旅行距離往復200km（新幹線利用区間は1/2倍とする）につき1日を標準とする。ただし、航空機利用の場合を除く。

(交通費の算定)

第5条 交通費は、次により算定する。

- (1) 鉄道区間  
普通乗車賃を基礎に、乗車区間および鉄道の走行状況に応じ、次のとおりとする。  
新幹線料金又は特急料金支給を標準とする。
- (2) 航空機区間  
エコノミークラス利用を標準として航空運賃を支給する。



(規程の運用)

第6条 旅行命令権者は、宿泊施設又は交通機関の状況等を考慮して必要がある場合は、この規程の基準によらないで旅費額の算定をすることができる。

2 他より旅費の支給を受ける場合には、その差額を支給する。

附則

この規程の改正は、平成26年5月14日から施行する。

《参考》

旅費支給額

(1) 日 当

理事会等の日当を支給する場合は、2,000円(1日につき)を上回らないこと。

ただし、電話対応コンクール大会等は拘束時間も長いことから5,000円を上回らないこと。

(2) 宿泊費

10,000円(1泊につき)

(3) 交通費

実際に利用する交通機関の基幹部分の運賃(注3)

(注1) 「役員等」は次のとおりとする。

地区協会理事・常任理事・監事、電話対応コンクール全国大会出場選手の開催地へ同行する模擬対応者。

(注2) 「業務」は次のとおりとする。

協会の運営に関し、理事会、電話対応コンクール大会等に出席を求めた場合。

(注3) 「基幹部分の運賃」は次のとおりとする。

例えば、旅行区間が大阪市内ー東京都内の場合、大阪駅ー東京駅の運賃、航空機利用の場合、空港間の運賃をいう。

なお、ターミナル駅、空港等から会場までの交通費は、支給しないものとする。